

第4章 景観重要公共施設の指定

4-1. 景観重要公共施設について

(1) 景観重要公共施設の指定の概要

道路、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素のひとつです。

そこで、公共施設については、地域の景観に配慮した整備や管理を行うとともに、景観上、特に重要な公共施設については、「景観重要公共施設」として指定し、先導的役割を果たすべく適切な整備や管理を行います。

法第47条は、「景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行わなければならない」と規定しており、例えば道路については、無電柱化の実施や舗装素材、街路樹の選定、街灯、柵など沿道の地域景観に合わせた整備を図ることができます。

また、景観重要公共施設の指定では、整備方針以外に、道路や公園等の占用許可基準についても定めることができ、例えば道路や公園の占用物（道路・公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物等）の形態意匠や高さについて、景観に配慮する対象として位置づけることもできます。

景観重要公共施設の制度概要

- ・景観重要公共施設とは、良好な景観を形成する上で重要な公共施設（道路、河川、海岸、公園等）として、景観計画のなかに位置づけるものです。
- ・景観重要公共施設に位置づけられた公共施設については、法第47条等により、景観計画に即した整備や占用を施設管理者に義務づけるなど、地域の景観と調和し、良好な景観の形成を牽引するための仕組みを活用できるようになります。

宜野湾市景観計画では、景観重要公共施設の指定対象である道路、河川、海岸、公園、港湾、漁港のうち、以下の基準を満たすものを景観重要公共施設の候補としています。

景観重要公共施設の候補

- ・まちの骨格を成す道路・河川・公園など、都市構造をつくる重要な要素としての公共施設
- ・海・市街地・遠方等への良好な視点場となっている公共施設
- ・景観形成重点地区内にある主要な公共施設
- ・景観資源へのアプローチ道路など、景観資源を引き立てるために重要な公共施設
- ・市民に広く認識され、親しまれている公共施設

4-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可基準（法第8条第2項第4号）

（1）景観重要公共施設の指定

① 指定地域

本地区及びその周辺とします。

② 景観重要公共施設の選定

景観形成重点地区の景観整備方針における地域区分のうち、「幹線軸景観」及び「拠点景観」として位置づけた、以下の施設を法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、建築物と一体となった良好な景観づくりを推進します。

【景観重要公共施設の一覧】

地域区分	公共施設
幹線軸景観	道路法による道路
	・ 県道宜野湾北中城線（伊佐交差点～普天間交差点） ※景観形成重点地区は道路の北側から指定しますが、景観重要公共施設は道路全体（ヒルズ通り側の歩道も含む）が対象となります。
	・ 西普天間線
	・ 喜友名線
拠点景観	都市公園法による都市公園
	・ 西普天間総合公園
	・ インジヤール緑地

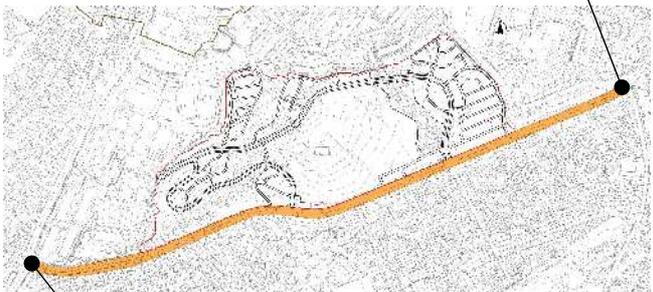
【景観重要公共施設の位置】



（２）景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可基準

景観整備方針と各公共施設の特徴を踏まえ、整備の方針を定め、それを実現する「整備に関する事項」及び「占用等の許可基準」を定めます。

①県道宜野湾北中城線（管理者：県）

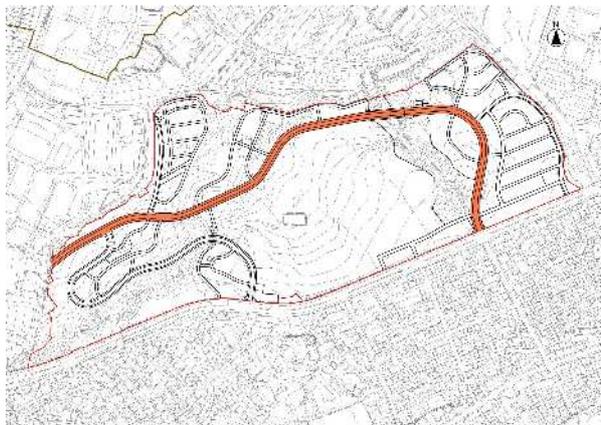
 <p>普天間交差点</p> <p>伊佐交差点</p>	<p>地域特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な文化財や緑が残る西普天間総合公園沿いを通り、普天満宮につながる ・ 「なかぐすくへのみち-フテンマミチ-」として、周辺の歴史・自然を踏まえ古道の風景をイメージした道路景観整備が行われている ・ 地区の反対側はにぎわいのあるヒルズ通り
--	---

＜整備の方針＞

<p>【方針1】 特徴的な歴史・自然を活かしたフテンマミチの形成</p> <p>普天満宮等につながる骨格となる道路として、<u>景観資源（歴史、自然等）と調和するフテンマミチを形成</u>する</p>	<p>【方針2】 緑豊かな潤いある歩行空間の形成</p> <p>新しいまちづくりと連携する道路として、<u>既存の緑の保全・活用による緑豊かな歩行空間を形成</u>する</p>	<p>【方針3】 ヒルズ通りと一体的なにぎわい空間の創出</p> <p><u>ヒルズ通りと連携する道路</u>として、西普天間との一体的なにぎわいが感じられる道路空間を形成する</p>
---	---	---

整備に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装の素材、デザイン等については、<u>景観資源と調和したフテンマミチの景観整備の考え方に配慮</u>し、通りの連続性と統一性の確保に努める。 ・ 照明灯や案内サイン、その他工作物等の素材、形態・意匠、設置位置は、<u>周辺の街並みや緑との調和に配慮</u>する。 ・ 西海岸への眺望が開けた歩道においては、既存のベンチ等を活用し、<u>眺望や休憩スポットの確保</u>に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽の樹種、照明灯や案内サイン、その他工作物等の素材、形態・意匠は、<u>景観資源と調和したフテンマミチの景観整備の考え方に配慮</u>し、通りの連続性と統一性の確保に努める。 ・ 歩道は、街路樹や植栽帯等を整備し、地域住民や沿道の事業者等（店舗や事務所等）と行政の協働により<u>適正な維持管理</u>に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路空間は、<u>圧迫感を軽減し、開放的な道路景観を形成</u>するために、<u>電線類地中化を進める</u>。 ・ 車の乗り入れ位置は、景観行政団体や景観協議会と連携し、可能な限り集約を促すなど、<u>県道沿道のモデル街区やヒルズ通りと連携</u>した歩行者が<u>安全で快適に利用できる歩行空間を形成</u>する。
占用等の許可等の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物等の配置及びその形態意匠について、地区の景観形成の方針や基準に適合させるよう配慮する。 		

②西普天間線（管理者：市）

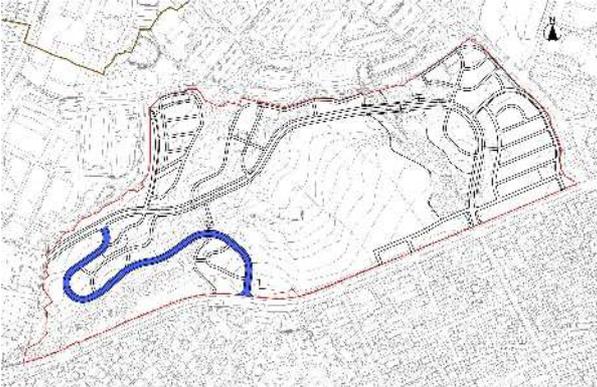
	地域特性
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の中心を通り、県道～国道を結ぶ本地区のシンボルロード ・貴重な文化財や緑が残る西普天間総合公園とイシジャー緑地を結ぶ ・琉大病院等のメインエントランスやにぎわいのある沿道宅地が形成され、多くの人の利用が想定 ・県道との接合部は地区の玄関口となる

<整備の方針>

<p>【方針1】 西普天間のシンボルロードを形成</p>	<p>【方針2】 イシジャー緑地等の緑のネットワークの形成</p>	<p>【方針3】 開放的なにぎわい空間の創出</p>
<p>西普天間の<u>特徴的な景観を通るメイン道路</u>として、シンボルロードを形成する</p>	<p>イシジャー緑地等の<u>貴重な緑地や西普天間総合公園をつなぐ道路</u>として、緑のネットワークを形成する</p>	<p><u>人が集まるエリアを通る道路</u>として、開放的ににぎわいの感じられる空間を形成する</p>

整備に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯や案内サイン、その他工作物等の素材や形態・意匠、設置位置は<u>周辺の街並みや緑との調和に配慮</u>する。 ・歩道は、利用者の安全性と快適性を重視した構造とし、<u>シンボルロードとして通りの連続性に配慮</u>した素材、形態・意匠、色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道は、<u>地域に馴染む街路樹や植栽帯等の整備</u>により緑のネットワークを形成し、地域住民や沿道の事業者等（店舗や事務所等）との協働により<u>適正な維持・管理</u>を図る。 ・橋梁は、<u>イシジャーに影響を与えない構造とし、周辺からの視認性と自然環境との調和に配慮</u>した形態・意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間は、圧迫感を軽減し、開放的な道路景観を形成するために、<u>電線類地中化</u>を進める。 ・琉大ゲート付近等はモデル街区、拠点地域と連携し、シンボルツリーやベンチ等を設置し、<u>地区に訪れた人が溜ることができるにぎわい空間を形成</u>する。
占用等の許可等の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）		
<ul style="list-style-type: none"> ・工作物等の配置及びその形態意匠について、地区の景観形成の方針や基準に適合させるよう配慮する。 		

③喜友名線（管理者：市）

	地域特性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道宜野湾北中城線と西普天間線をつなぐ補助幹線道路 ・ 現況地形、緑地や湧水、文化財に配慮した道路 ・ 沿道には、貴重な文化財や緑が残る西普天間総合公園や緑豊かでゆとりある住宅地

＜整備の方針＞

<p>【方針1】 西普天間総合公園の 景観資源との調和</p>	<p>【方針2】 公園に囲まれた緑豊かな 潤いある歩行空間の形成</p>	<p>【方針3】 高低差のある地形を活かした 開放的な空間の創出</p>
<p>貴重な自然・歴史資源が残る西普天間総合公園に接した道路として、公園の景観資源と調和した道路空間を形成する</p>	<p>緑豊かな自然が残る西普天間総合公園に囲まれた道路として、公園と調和した緑豊かな歩行空間を形成する</p>	<p>高低差のある地形を活かした道路として、周辺の住環境と調和した開放感のある道路空間を形成する</p>

整備に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明灯や案内サイン、その他工作物等は、素材や形態・意匠、設置位置に配慮し、<u>周辺の街並みや緑の調和</u>に配慮する。 ・ 歩道は、<u>通りの連続性に配慮</u>した素材、形態・意匠、色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道は、ベンチ等の設置により、<u>豊かな緑を感じることができる休憩スポットを設ける</u>ように努める。 ・ 歩道は、<u>地域に馴染む街路樹や植栽帯等の整備</u>により緑のネットワークを形成し、地域住民や沿道の事業者等（店舗や事務所等）との協働により<u>適正な維持・管理</u>を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路は、<u>既存地形に可能な限り影響を与えない構造</u>とする。 ・ 道路空間は、西海岸への眺望を楽しむことができるように、<u>電線類地中化</u>を進める。
占用等の許可等の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物等の配置及びその形態意匠について、地区の景観形成の方針や基準に適合させるよう配慮する。 		

④西普天間総合公園（管理者：市）

	地域特性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内で最も大規模な公園として整備される ・ 西海岸への眺望を望むことができる ・ 喜友名泉や喜友名グスク等の歴史・自然資源が分布している ・ 斜面緑地が残る

＜整備の方針＞

<p>【方針1】 西普天間の歴史を体感できる空間の形成</p>	<p>【方針2】 西海岸の眺望を楽しむことができる空間の形成</p>	<p>【方針3】 訪れた人が自然と触れ合い、安心して利用できる空間の形成</p>
<p>西普天間の歴史を体感できる公園として、湧水や文化財を保全し、環境学習も行うことができる空間の形成</p>	<p>西海岸の眺望を楽しむことができる公園として、潤いと安らぎを感じる自然豊かな空間を形成する</p>	<p>訪れた人が安全に交流や活動を楽しめる公園として、安心して利用できる空間を形成する</p>

整備に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 散策路は、グスクや湧水を活用した環境学習等の利用を想定した整備を行う。 ・ 施設整備を行う際は、豊かな緑や湧水と調和する自然素材の活用を努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展望台やベンチ等の設置により西海岸への眺望を楽しむことができる空間づくりを行う。 ・ 展望台の周辺は、西海岸への眺望を阻害しないように、樹木の適正な管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憩いの場や散策路は、交流活動を楽しめる空間として整備し、適正な管理を行う。
占用等の許可等の基準（都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物等の配置及びその形態意匠について、地区の景観形成の方針や基準に適合させるよう配慮する。 		

⑤イシジャー緑地（管理者：市）

	<p style="text-align: center;">地域特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然資源であるイシジャーが残る
---	---

＜整備の方針＞

<p>【方針1】 イシジャーの保全</p> <p>貴重な自然環境であるイシジャーを保全する</p>



<p>整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特有の自然地形であるイシジャーの保全に配慮し、可能な限り施設や構造物を設けない。 ・施設や構造物等を設ける際は、イシジャーの自然環境に支障がないように配慮するとともに、環境と調和する自然素材の活用に努める。 <p>占用等の許可等の基準（都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物等の配置及びその形態意匠について、地区の景観形成の方針や基準に適合させるよう配慮する。
